

佐々町建設工事条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐々町財務規則（昭和42年3月29日規則第8号。以下「規則」という。）及び佐々町建設工事執行規則（昭和30年4月1日規則第1号。以下「執行規則」という。）に定めるもののほか、本町が工事請負契約に当たって実施する条件付一般競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「条件付一般競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定により、契約ごとに必要な入札参加資格条件を定めて行う一般競争入札の方式をいう。

(対象工事)

第3条 条件付一般競争入札の対象となる工事は、佐々町建設工事指名審査委員会（以下「委員会」という。）において審議決定するものとする。

(入札参加資格条件の設定)

第4条 主管課長等は、入札参加資格条件を設定するための資料として、条件付一般競争入札に係る設定条件調書（様式第1号）を委員会に提出するものとする。

(入札参加資格条件)

第5条 条件付一般競争入札の参加資格条件は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 第7条に定める書類を提出し、受理された者であること。
- (2) 佐々町の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者若しくは受けることが明らかでない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値が、対象工事ごとに定める条件を満たしている者であること。
- (5) 前各号に掲げる条件のほか、対象工事ごとに特に必要と認める条件を満たしていること。

(入札の公告等)

第6条 町長は、前条の規定により当該工事に係る入札参加資格条件を設定したときは、地方自治法施行令第167条の6第1項、規則第61条及び執行規則第16条の規定に基づいて公告等を行うものとする。

(入札の参加資格確認申請等)

第7条 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、公告に定める期限までに、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）を町長に提出し、入札参加資格の適否について審査を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 建設業法第3条第1項の許可の写し
 - (2) 同種工事の施工等実績調書（様式第3号）
 - (3) 配置予定技術者に関する調書（様式第4号）
 - (4) 総合評定値通知書の写し
 - (5) その他町長が必要と認めるもの
- （入札参加資格の審査及び判定）

第8条 主管課長等は、前条により提出された申請書等の記載内容が設定条件に合致するか確認し、委員会に報告するものとする。

2 委員会は、申請内容を審査し、入札参加資格の適否を判定する。

（申請者に対する審査結果の通知等）

第9条 町長は、前条第2項の審査の結果について、入札参加資格を有するとした者（以下「入札参加資格者」という。）については、条件付一般競争入札（適格者）確認通知書（様式第5号）により、また、入札参加資格を有しないとした者については、条件付一般競争入札（不適格者）確認通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

（入札参加資格の喪失）

第10条 入札参加資格者が、前条の規定による通知を受けた日から入札執行日までに次の各号に掲げるいずれかに該当することとなったときは、当該工事に係る入札に参加することができないものとする。

- (1) 第5条に規定する入札参加資格を満たさないこととなったとき。
- (2) 申請書及びその他添付書類等に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

（入札参加資格の喪失の通知）

第11条 町長は、前条の規定により入札参加資格の喪失の決定をしたときは、条件付一般競争入札参加資格喪失通知書（様式第7号）によりその理由を付して、当該入札参加資格者に対し、速やかに通知するものとする。

（設計図書等の配布）

第12条 条件付一般競争入札に付する工事の仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）は、閲覧又は配布により周知を図るものとし、その期間は公告に定める。

（無効入札）

第13条 無効入札に関する取り扱いについては、規則第67条各号及び執行規則第21条各号に定めるところによる。

（秘密の保持）

第14条 入札参加申請者から提出された申請書及びその他添付資料等は、当該申請者に返還しない。また、その内容は公表しないものとする。

(入札結果の公表等)

第15条 町長は、条件付一般競争入札の入札結果を入札執行後、公表するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。